

○厚生労働省告示第八十九号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成十五年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十日

厚生労働大臣 細川 律夫

第一号中、「平成二十一年度」を、「平成二十二年度」に、「二・四四パーセント」を、「二・三八パーセント」に改める。

第二号中、「平成二十二年度」を、「平成二十三年度」に、「二・三八パーセント」を、「二・三二パーセント」に改める。